

## 教職課程

### 1. 本学で取得できる教育職員免許状の種類と教科 人間社会研究科

研究科	専攻	免許状の種類と教科
人間社会研究科	情報社会専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）
	心理学専攻	高等学校教諭専修免許状（公民）

なお、詳細については、教務課教職課程で確認をしてください。

### 2. 教職課程の履修登録方法

本学の大学院修士課程に在籍する学生が教育職員免許状を取得するためには、本学の教職課程に履修登録する必要があります。教職課程の履修登録は、1年次に行ってください。

なお、学部卒業時に取得した高等学校教諭一種免許状の教科と入学した専攻で取得できる高等学校教諭専修免許状の教科が異なる場合は高等学校教諭専修免許状を取得することはできませんので、注意してください。また、専攻および研究室によっては、専修免許状が取得できないことがありますので、専修免許状の取得を希望される方は、事前に教務課で確認をしてください。

#### ①教職課程個別指導

毎学期に行われる履修ガイダンス終了後に、教務課教職課程で個別指導を受けてください。

#### ②教職課程の履修登録用紙の提出

学部生と同様に「教職課程履修者登録票」を教務課教職課程の窓口へ提出してください。

#### ③教職授業料の納入

教職課程に初めて登録する時に「教職課程履修者登録票」と一緒に教職授業料として25,000円を納入します（免許1教科の場合）。また、同校種の免許教科を1教科追加する場合は5,000円、別校種の免許を1免許追加する場合は10,000円を納入しなければなりません。なお、いったん納入された教職授業料は、返還いたしません。

ただし、本学の学部在籍時又は科目等履修生時に教職課程の登録をされている場合には、教職授業料の25,000円を納入する必要はありません。「教職課程履修者登録票」のみを提出してください。

### 3. 教育職員免許状の取得に必要な単位修得方法

本学の大学院修士課程に在籍する学生が教育職員免許状を取得する場合、学部在学生同様に前項の「2. 教職課程の履修登録方法」に記載されている手続きの他に、次の表のとおり「基礎資格」及び「各科目の最低修得単位」が必要となります。大学院で取得できる教育職員免許状は、学部で取得できる免許状の上級免許状（専修免許状）です。

なお、学部卒業時に高等学校教諭一種免許状を取得している場合には、114ページから115ページに記載されている別表2「教職課程授業科目表平成25年度（2013）以降の入学者に適用」から24単位を修得する必要があります。

免許状の種類	①基礎資格	②基礎となる科目	③教科に関する科目	④教職に関する科目	⑤教科又は教職に関する科目	合計
高等学校教諭専修免許状（各教科）	修士の学位を有すること	8単位	20単位	23単位	40単位	91単位

①基礎資格

基礎資格の「修士の学位を有すること」は本学の大学院修士課程を修了することで充足されます。

②基礎となる科目

「基礎となる科目」は学部在学時に該当科目の単位を修得している場合、既に充足されています。不足分がある場合には、学部の科目等履修生の手続きをして履修してください。

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

③教科に関する科目

一種免許状の「教科に関する科目」は学部在学時に該当科目の単位を修得している場合、既に充足されています。不足分がある場合には、学部の科目等履修生の手続きをして履修してください。

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

④教職に関する科目

「教職に関する科目」は学部在学時に該当科目の単位を修得している場合、既に充足されています。不足分がある場合には、学部の科目等履修生の手続きをして履修してください。」

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

⑤教科又は教職に関する科目

「教科又は教職に関する科目」40単位のうち、16単位は学部在学時に該当科目の単位を修得している場合、既に充足されています。不足分がある場合には、学部の科目等履修生の手続きをしてください。

※「高等学校教諭一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。

40単位のうち、残りの24単位分については、114ページから115ページに記載されている別表2「教職課程授業科目表平成25年度(2013)以降の入学者に適用」から単位を修得することで充足されます。